平成２２年（フ）第６１７号
熊本市八反田２丁目15番30号
破産者　有限会社パルプランニング
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３８号
大分市金池町４丁目９番32号
破産者　新光殖産株式会社
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５２１号
大分市長浜町３丁目１番４号
破産者　有限会社エイム
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５０９号
宮崎県日向市大字細島753番地
破産者　松葉運輸株式会社
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５８号
宮崎市清水２丁目３番３号
破産者　株式会社シンワ
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１３号
宮崎市波島２丁目20番２号
破産者　株式会社えだもと
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１７号
宮崎市吉村町平塚甲1814番地13
破産者　有限会社ジジ放送企画
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１８号
宮崎市高岡町下倉永1200番地330
破産者　有限会社河野金属工業
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９３号
千葉県木更津市高砂３丁目６番25号
破産者　實川　政義
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１２７５号
さいたま市岩槻区西原台２丁目５番41号、前住所さいたま市岩槻区大字掛567番地５
破産者　高梨　光雄
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４１号
埼玉県久喜市久喜東２丁目36番39号　フジマンション206号
破産者　小嶺　幸昌
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３７号
さいたま市岩槻区大字横根1228番地１
破産者　佐藤　常義
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９３号
さいたま市北区日進町２丁目1298番地５　スズキマンション403
破産者　永島　武夫
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾792番地
破産者　川口　龍平
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２３９５号
名古屋市東区大幸２丁目４番21号　ハピネス大幸208号
破産者　河村　正義
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町上太田832番地１
破産者　森川　克巳
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第６８７号
長崎県長崎市稲田町12番７号
破産者　竹中　正明
１　決定年月日　平成22年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３９号
札幌市西区西野８条４丁目11番13号
破産者　佐藤　敏之
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１７号
仙台市泉区南光台南１丁目27番６号
破産者　後藤　　悟
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
宮城県多賀城市浮島２丁目28番２号
破産者　武田　一夫
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３０号
仙台市若林区連坊２丁目10番48号、住民票上の住所宮城県登米市津山町横山字宮田140番地１
破産者　阿部ゆう子
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係